

奈良県告示第五百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（農地環境整備事業・区画整理工（明日香地区））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成三十年四月二日から同月二十三日まで

二 縦覧場所

明日香村役場